

市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）案 パブリックコメント（概要）

募集期間：平成 27 年 7 月 21 日～8 月 20 日

諮問案該当箇所	パブリックコメントの意見の概要
第 2 章 計画の基本的 事項等	①地球温暖化対策や、国のエネルギー政策を幅広く捉えた対策への期待。 ②昔の真間、菅野、八幡にある景観を市全域に広げ、かつての「西の鎌倉、東の市川」を再現し、市川市 100 年の大計とすべき。
第 5 章 目標達成に 向けた取り組み	《省エネ設備》 ③分散型電源の導入促進 ④分散型電源導入によるスマートコミュニティ形成の検討 ⑤省エネ関連の設備の台数や設備容量などを盛り込むべき ⑥電気需要平準化の取り組みを促進すべき ⑦省エネ家電・設備について、名称や画像など具体的に例示すべき ⑧業務用高効率給湯器の普及対策に、コジェネシステムも列記すべき ⑨緑地公園へ太陽光発電設備を利用した LED 照明を設置すべき ⑩地区のエネルギー使用状況を示すパネルを設置すること 《緑地》 ⑪緑の小特区制度のような、積極的な緑地保全を掲げるべき ⑫現有する緑地の適正管理が必要 ⑬（同上の意見） ⑭外環道路周辺や国分川遊水地の緑化、三番瀬海底の藻場育成を行い、土壌や海中の生物量を増加させる工夫が必要 《交通》 ⑮自転車利用の促進のための交通規制導入 《循環型社会》 ⑯江戸川第一終末処理場計画に、メタン発酵法の採用を千葉県に働きかけるべき ⑰公園へのコンポスト設置奨励 《協働》 ⑱緑地管理や、植生変動・生物多様性への影響などの観察に地域ボランティアを活用すべき ⑲（同上の意見）
第 6 章 計画の推進方策	《中長期的な課題検討》 ⑳クリーンセンターや下水処理場などを活用した自治体 PPS の立ち上げに関して追加を検討 《推進体制》 ㉑水利面・街灯設置などを含めた緑地管理について、縦割り行政を排除すべき ㉒取組に係る庁内重点部署と手順を示すべき （罰則規定や市の責任にも言及すべき） ㉓市民、事業者、市が連携し、地球温暖化対策を推進する体制が整っているため、それを活用し、他自治体の模範となるような取り組みの期待。 ㉔特区制度に関する庁内の複数部署を統括する、市長直轄の組織を設置すべき